

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健保法施行規則第 45 条に基づき、当健康保険組合の標準報酬月額を下記の通り公示します。

1. 平均標準報酬月額     :   4 7 4, 4 8 7 円
2. 標準報酬月額         :   4 7 0, 0 0 0 円
3. 適 用 期 間         :   令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
4. 保険料の前納         :   6 ヲ月または 12 ヲ月の単位で行うことができる。

以 上